

**松本エリアの発展的高付加価値旅行者周遊促進事業業務委託  
優先交渉先選考基準**

**1 目的・背景**

この基準は、松本エリアの発展的高付加価値旅行者周遊促進事業業務委託に関する提案のうち、最も優秀な提案を選考するために必要な事項を定めるものである。

**2 優先交渉先選考方法**

技術評価点と価格評価点の合計点数を参加者の得点とし、得点が最も高かった者を優先交渉先として選定する。

**(1) 技術評価**

提案参加者が提出した提案書類のうち、提案書に対して、プレゼンテーションによる説明を受けて審査委員ごとに得点を計算し、全審査委員の合計得点とする。

**(2) 価格評価**

価格評価点は、以下のとおりとする。

(最低提案価格÷当該提案価格)×(審査委員の人数×10)

**(3) 評価基準点**

技術評価点総得点の60%を評価基準点とし、これに満たない参加者は失格とする。

**(4) 提案者が1者の場合には、評価基準点を超えていた場合に、優先交渉先として選定する。**

**(5) 審査委員による採点が同点の場合は、委員全員の協議により優先交渉先を選定する。**

**3 評価方法**

**(1) 評価項目及び配点**

| No. | 項目    | 評価項目          | 評価の観点や視点   | 配点  |
|-----|-------|---------------|--|-----|
| 1   |       | 本業務の理解度       | ・松本エリアの課題や事業趣旨の理解度について<br>・ターゲットと松本エリアの親和性について   | 60  |
| 2   | 提案評価点 | スケジュール組織体制    | ・アウトプットまでのスケジュールについて<br>・指揮系統、責任権限<br>・事業実績  | 50  |
| 3   |       | 効果検証          | ・効果検証の方法について<br>・成功要因や課題点等の把握について  | 40  |
| 4   |       | プラッシュアップと販路開拓 | ・新規コンテンツ造成、プラッシュアップについて<br>・専門家、海外旅行事業者等との連携について<br>・コンテンツ提供者へのフィードバックについて<br>・テスト販売について | 100 |
| 5   |       | 受入環境整備        | ・交流会、セミナーについて<br>・事業の自走化、継続性について   | 70  |
| 6   |       | 広域連携          | ・連携地域の親和性や実現性について<br>・「商談会」について<br>・将来的な広域連携ビジョンについて                                     | 70  |

|    |       |      |                                 |     |
|----|-------|------|---------------------------------|-----|
| 7  |       | その他  | ・KPI、KGIについて<br>・関係団体との連絡調整について | 60  |
| 8  | 価格評価点 | 見積金額 |                                 | 50  |
| 合計 |       |      |                                 | 500 |

## (2) 評価の考え方

各評価員は、評価項目ごと、次の5段階評価を行い、当該評価項目に割り当てられた配点に得点率を乗じたものを当該評価項目の評価点とする。

| レベル   | 評価水準                   | 得点率  |
|-------|------------------------|------|
| A レベル | 非常に優れた水準の提案の場合         | 100% |
| B レベル | 優れた水準の提案の場合            | 80%  |
| C レベル | 仕様要件を満たし業務の実施が可能な提案の場合 | 60%  |
| D レベル | 仕様要件を満たさない提案の場合        | 40%  |
| E レベル | 提案招請の目的・趣旨に沿っていない提案の場合 | 20%  |

## 4 審査結果

選定の結果は、審査終了後に企画提案者全員に対して文書により通知する。

結果通知 令和8年3月31日(火)(予定)

## 5 評価についての申立て

企画提案者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して、閉庁日を除く7日以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。